

1 適用

この特記仕様書は、令和4年度 浜名湖ガーデンパーク国際庭園花壇整備工事に適用する(選択項目は、項目に○のある箇所を適用する)。

2 工事概要

- (1) 工事場所 浜松市西区村楯町 地内
 (2) 施設名称 浜名湖ガーデンパーク国際庭園
 (3) 工事内容 花壇整備に係る基盤整備工事、植栽工事(芝生)
 (4) 工事箇所 別紙1、別紙2参照

種別		内容
基盤整備工	芝等撤去工	厚さ50、現況土すき取り掘削、機械施工(小規模)バックホー、草花等を含む
	芝エッジ工	人力床掘 幅150
	客土工	厚300、敷均し、締め固めなし、運搬含む
	耕運工	厚300、機械施工(小規模)バックホー、 土壌内支障物撤去含む※注記1
	土壌改良工	厚300、機械施工(耕運機)、 土壌改良材混合※注記2
	残土処分	土付き芝生、場外処分
	発生材処分	発生石材、ガラ類、場外処分
植栽工	張芝工	ビクトール芝(ロール)、 2期施工※注記3

【特記】

- ・既存芝生地内での作業時は、範囲外の芝生を傷めないよう、養生を行うこと。
- ・芝の活着を促すため、芝張り範囲内の支障物(浮き石等)を除去すること。
- ・植栽基盤整備の施工幅は1m以上とすること。
- ・当該花壇は、花壇コンクールの会場となる。10月～11月のコンクール参加者による植栽の前までに土壌改良工を終了すること。

【注記1】

- ・土壌内支障物とは、植栽に支障となる石、ガラ類、植物根茎を対象とする。
- ・土壌内支障物撤去は、概ね径5cm以上の石、ガラ類を対象とし、範囲内土量の5%を見込む。
- ・その他の支障物、地下埋設物等については監督員の指示による。

【注記2】

- ・土壌改良は、現況土1m³に対し、バーク堆肥0.2m³、もみがら堆肥0.1m³、軽石0.1m³を偏りがなく、良く混合すること。

【注記3】

- ・芝張りは、令和5年9月、12月の2回に分けて行うこと。

(5) 工事スケジュール (予定)

発注者と適宜調整のうえ、工事を進めること。

時 期	内 容
契約後～8月下旬	工事準備
9月	芝撤去工、客土工、張芝工（1回目）、土壌改良工
10月	土壌改良工
10月～11月	(コンクール参加者による花壇植栽 ※本発注工事外)
12月	張芝工（2回目）
12月25日	工事完了

3 施工の原則

本工事は契約書、図面並びに本特記仕様書に基づき、監督員の指示に従い誠実に施工しなければならない。

4 法令の遵守

本工事に関係ある法令及び条例、規則等を遵守し、必要な手続きなどは受注者が遅滞なく行うこと。

5 既存建築物等の保護

工事中は既存建築物等に支障を及ぼさないように、必要な保護手段を講じなければならない。既存建築物等に損傷を与えた場合、又はやむを得ず一時撤去などの必要が生じた場合は、監督員に報告の上、管理者の承認を受けて適切な措置をとらなければならない。

6 契約直後の提出書類

- ◎請負代金内訳書（1部、契約締結後10日以内）
- ◎主任技術者等通知書（2部（1部は受注者返却）、契約締結後10日以内）
- ◎建設業退職金共済制度等の掛金納入書（1部、契約締結後30日以内）
建設業退職金共済制度等の証紙購入時に金融機関が発行する発注者用掛金納入書
- ◎火災保険その他損害保険加入届出書（1部、加入後直ちに）
工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）等を火災保険その他の保険に付し、その証券を遅滞なく提出（提示可）すること。（保険期間は工期末+14日程度）
- ◎工程表（2部（1部は受注者返却）、契約締結後10日以内）
- ◎誓約書（1部、契約締結時（元請、下請分全て））

7 墜落制止用器具

墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン（平成30年6月22日付け基発0622第2号）において規定される墜落制止用器具の選定要件に該当する場合は、「墜落制止用器具の規格」（平成31年厚生労働省告示第11号）による墜落制止用器具（フルハーネス型）を使用すること。

8 材料検査簿

監督員の検査を受けて使用すべき主要な使用材料（機材）は、以下のとおり。

- ・堆肥、軽石、芝生等、土等、本工事で使用する材料

9 現場発生物

現場発生物の処理は、全て監督員の指示に従わなければならない。

また、発生した廃棄物及び有価物は、適正に処理し必要書類を提出すること。

10 工事時間

平日：午前8時30分から午後5時まで

ただし、工事施工の都合上、工事時間の延長、夜間作業、土曜・日曜及び祝日などに作業を必要とする場合は、予め監督員の承認を得なければならない。

11 受注者の負担

次の各号に掲げる費用は、受注者の負担とする。

- (1) 軽微な事項で、設計図書になくても欠くことのできない材料、機器及び作業の費用
- (2) 軽微な事項で、施工上障害となる物の除去費用及び発生した不用物件の片付けに要する費用
- (3) 工事のため、第三者に与えた損害で受注者の責に帰すべきものの賠償に要する費用、又は、施工により既存建築物等に与えた損傷の復旧に要する費用
- (4) 各種試験検査に要する費用
- (5) 軽微な補修塗装に要する費用
- (6) 完成図書、報告書、写真などの書類作成に要する費用
- (7) 軽微な事項で工事中の危険防止に要する費用
- (8) 法令、条例などの届出、検査費用

12 設計図書の内容

設計図書の内容に明記がない場合、又は相違がある場合は、原則として監督員の指示による。

13 提出書類

受注者は、静岡県工事執行規則（昭和50年3月25日 規則第16号）によるものの他、以下の書類を提出すること。

- ◎総合施工計画書（工種別施工計画書を含む形でも可）（2部（1部は受注者返却））
- ◎施工体制台帳及び施工体系図（1部）
- ◎使用材料（機器）報告書（2部（1部は受注者返却））
- ◎材料確認簿（2部（1部は受注者返却））
- ◎材料検査簿（2部（1部は受注者返却））
- ◎工事写真（1部）

（「営繕工事写真撮影要領（平成31年版）」及び「営繕工事写真撮影要領（平成28年版）」による工事写真撮影ガイドブック 建築工事編、解体工事編、電気設備工事編、機械設備工事編（平成30年版）」によるほか、監督員の指示により撮影する。

また、「デジタル工事写真の黒板情報電子化に関する特記仕様書」による）

- ◎完成図書（1部）（◎完成図 ◎納入仕様書（承諾図） ◎官公庁届出書 ◎完成写真（1部））

14 週休2日推進工事

本工事は、週休2日推進工事の対象外である。

15 その他

本工事においては、予定価格のもととなる工事費内訳書から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集したもの（以下「数量書」という。）を参考資料（参考数量）として公開・提供する。

数量書は、入札参加者等の積算の効率化を図ることを目的に参考資料（参考数量）として公開・提供するものであり、設計図書ではない。

入札等の際には、設計図書（図面及び仕様書等）に従い積算すること。